平成二十三年二月十六日までに、九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎本館）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、九州経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「高松ガス関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十三年二月十六日までに九州経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号八一二―八五四六　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎本館）に到達するよう申込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

九州経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

高松ガス株式会社申請の一般ガス供給約款変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都北区王子一丁目12番４号ＴＩＣ王子ビル**東京インキ株式会社**の工場財団に埼玉県羽生市大沼二丁目50番地東京インキ株式会社羽生工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年２月２日

さいたま地方法務局久喜支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成23年１月21日から１か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 23 年２月２日

水戸地方法務局長　宗像　正光

記

氏名　石毛　保充

所属する土地家屋調査士会　茨城土地家屋調査士会

登録番号　茨城第848号

事務所の所在地　茨城県神栖市波崎4195番地

違反行為　虚偽の調査、測量等

鉱業法第 189 条の規定による公告

経済産業省公告第３号

次に掲げる鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、立会すべき旨の命令を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所及び区役所に下記のとおり命令の内容を掲示した。

なお、⑴については、平成23年３月11日13：30香美町観光商工課において、経済産業事務官坂本慎一郎が⑵については、平成23年２月25日13：30阪南市商工労働観光課において、経済産業事務官坂本慎一郎が⑶については、平成23年２月23日13：30かつらぎ町産業観光課において、経済産業事務官佐渡敏春が⑷については、平成23年３月２日13：00宇陀市商工観光課において、経済産業事務官福田和浩が⑸については、平成23年３月２日14：00宇陀市商工観光課において、経済産業事務官福田和浩が①出願区域②鉱床の状態③操業の方法及び鉱害防止の方法について、調査するものとする。

⑴出願地　兵庫県美方郡香美町　出願人　京都府京丹後市峰山町新治433番地　北村　實

⑵出願地　大阪府阪南市外１町　出願人　大阪府大阪市浪速区塩草３丁目12番15号　株式会社カーリング

⑶出願地　和歌山県伊都郡かつらぎ町　出願人　奈良県生駒市緑ヶ丘1427番地　福井　悦二

⑷出願地　奈良県宇陀市外１市　出願人　東京都練馬区氷川台４丁目46番22号　森岡　康郎

⑸出願地　奈良県宇陀市　出願人　東京都練馬区氷川台４丁目46番22号　森岡　康郎

平成 23 年２月２日　　近畿経済産業局長

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年２月２日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年１月14日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社コート　堀　具王　香川県木田郡三木町下高岡3222番地　国土交通大臣許可（般・特―18）第13881号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年１月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２２年（家）第１８８号

東京都千代田区有楽町２丁目10番１号　東京交通会館10階1016―２号室野田法律事務所

申立人　弁護士　野田　宗典

本籍東京都北区赤羽３丁目15番地、最後の住所埼玉県日高市大字高萩535番地16、死亡の場所埼玉県日高市、死亡年月日推定平成21年５月５日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和35年６月10日、職業不詳

被相続人　亡　吉田　　実

催告期間満了日　平成23年８月24日

さいたま家庭裁判所飯能出張所

平成２３年（家）第１５００２号

事務所新潟県新潟市中央区山二ツ２丁目14番３号

申立人　司法書士　関　　武

本籍新潟県新潟市中央区窪田町３丁目205番地、最後の住所新潟県新潟市東区大山２丁目13番１号大山台ホーム、死亡の場所新潟県新潟市東区、死亡年月日平成22年１月３日、出生の場所新潟県西蒲原郡国上村、出生年月日大正９年３月22日、職業無職

被相続人　亡　伊藤　サヨ

催告期間満了日　平成23年８月31日

新潟家庭裁判所

平成２３年（家）第３０００８号

広島県廿日市市大野中央１丁目９番１号

申立人　泉　　哲哉

本籍広島市南区丹那町233番地、最後の住所広島市安佐北区倉掛３丁目50番１号、死亡の場所広島市安佐北区、死亡年月日平成20年９月23日、出生の場所広島市南区丹那町、出生年月日昭和15年３月１日、職業無職

被相続人　亡　加島洋一郎

催告期間満了日　平成23年８月19日

広島家庭裁判所